

東京二十三区清掃一部事務組合 一般廃棄物処理基本計画（第6次）

改定検討委員会における検討経過について

一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき各区市町村が策定するもので、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の一廃計画では、一般廃棄物の中間処理等に関する基本的な事項について定めています。

一廃計画は国の「ごみ処理基本計画策定指針」に沿って概ね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に、適時見直し改定を行います。

清掃一組では、一廃計画の改定に向け、令和5年11月に一廃計画改定検討委員会及びワーキンググループを設置し、23区及び東京都との連携を図り、検討を進めてきました。

	策定・改定年月	計画期間
第1次一廃計画	平成12年4月	平成12年度から平成23年度まで
第2次一廃計画	平成18年1月	平成18年度から平成32年度まで
第3次一廃計画	平成22年2月	平成22年度から平成32年度まで
第4次一廃計画	平成27年2月	平成27年度から平成41年度まで
第5次一廃計画	令和3年2月	令和3年度から令和16年度まで
第6次一廃計画（本計画）	令和8年7月	令和8年度から令和22年度まで

1 改定スケジュール

	一廃計画改定検討委員会	（参考）23区
令和5年11月	一廃計画改定検討委員会設置	
令和6年5月		「清掃事業の課題」として、更なるごみ減量の推進等について検討を開始
7月	23区における更なるごみ減量の推進等の検討の必要性を踏まえ、一廃計画と密接に関係する可能性があることから、一廃計画改定時期を当初予定の令和6年度末から令和7年度に変更	
12月		「清掃事業の課題」の検討結果及び新たな検証組織の設置について確認
令和7年1月	23区における検討を継続するため、一廃計画の改定時期を令和7年度から令和8年度に変更	
4月		特別区長会から「清掃工場整備計画に関する検証委員会」へ諮問
10月		同「検証委員会」座長から特別区長会会長へ、検証結果を答申
令和8年1月	一廃計画（第6次）原案のとりまとめ	
3～4月	一廃計画（第6次）原案の公表・パブリックコメントの実施	
7月	最終案のとりまとめ・一廃計画（第6次）公表	

2 改定検討委員会の組織構成（令和8年度時点）

団体名	改定検討委員会	ワーキンググループ
千代田区	環境まちづくり部参事（連絡調整担当）（千代田清掃事務所長事務取扱）	
中央区	環境土木部長	中央清掃事務所長
港区	環境リサイクル支援部長	みなとりサイクル清掃事務所長
新宿区	環境清掃部長	ごみ減量リサイクル課長
文京区	資源環境部長	リサイクル清掃課長
台東区	環境清掃部長	清掃リサイクル課長
北区	環境部長	循環社会推進課長
荒川区	環境清掃部長	清掃リサイクル推進課長
品川区	都市環境部長	都市環境部参事 （品川区清掃事務所長事務取扱） （資源循環推進担当課長事務取扱）
目黒区	環境清掃部長	清掃リサイクル課長
大田区	資源環境部長	ごみ減量推進課長
世田谷区	環境政策部長	清掃管理課長
渋谷区	環境政策部長	清掃リサイクル課長
中野区	環境部長	ごみゼロ推進課長
杉並区	環境部長	ごみ減量対策課長
豊島区	環境清掃部長	ごみ減量推進課長
板橋区	資源環境部長	資源循環推進課長
練馬区	環境部長	清掃リサイクル課長
墨田区	資源環境部長	すみだ清掃事務所長
江東区	環境清掃部長	清掃リサイクル課長
足立区	環境部長	足立清掃事務所長
葛飾区	環境部長	リサイクル清掃課長
江戸川区	環境部長	清掃課長
東京都環境局	資源循環推進部長	計画課長
清掃一組	総務部長（委員長） 企画担当部長 施設管理部長 処理技術担当部長 建設部長 計画推進担当部長	企画担当部長（企画室長事務取扱）（座長） 企画室計画担当課長 財政課長 管理課長 技術課長 計画推進課長 建設課長

※改定検討委員会及びワーキンググループは令和5年度まで23区の一部の区及び東京都を委員とし、令和6年度からは23区全区及び東京都の委員で検討を行った。

3 改定検討委員会開催経過

	改定検討委員会	ワーキンググループ
令和5年度	第1回〔令和5年11月14日（火）〕	第1回〔令和5年11月8日（水）〕
	第2回〔令和6年1月17日（水）〕	第2回〔令和5年12月8日（金）〕
	第3回〔令和6年3月14日（木）〕	第3回〔令和6年1月12日（金）〕
令和6年度	第4回〔令和6年5月23日（木）〕	第4回〔令和6年2月8日（木）〕
	—	第5回〔令和6年3月8日（金）〕
	第5回〔令和6年11月14日（木）〕	第6回〔令和6年5月13日（月）〕
	第6回〔令和6年11月27日（水）〕（書面開催）	第7回〔令和6年6月7日（金）〕
	第7回〔令和7年1月15日（水）〕	第8回〔令和6年7月9日（火）〕
	第8回〔令和7年10月16日（木）〕	第9回〔令和6年10月8日（火）〕
令和7年度	第9回〔令和7年11月11日（火）〕	第10回〔令和6年11月8日（金）〕
	第10回（改定検討委員会）／第15回（ワーキンググループ）〔令和7年11月26日（水）〕（合同開催）	第11回〔令和6年11月25日（月）〕（書面開催）
	第11回〔令和7年12月12日（金）〕	第12回〔令和7年1月9日（木）〕
	第12回（改定検討委員会）／第17回（ワーキンググループ）〔令和7年12月22日（月）〕（合同開催）	第13回〔令和7年10月8日（水）〕
	第13回〔令和8年3月13日（金）〕（書面開催）	第14回〔令和7年11月7日（金）〕
	第14回〔令和8年5月12日（火）〕	第16回〔令和7年12月5日（金）〕
令和8年度	第15回〔令和8年6月15日（月）〕	第18回〔令和8年3月5日（木）〕
		第19回〔令和8年5月8日（金）〕
		第20回〔令和8年6月8日（月）〕

4 改定検討委員会での検討経過（主な検討内容と委員意見）

各時点における検討内容をお示ししています。

<令和5年度> 第1回～第3回改定検討委員会	
（1）一般廃棄物処理基本計画改定について	
本計画の策定年月、計画期間、各種計画との位置付け等について確認しました。	
（2）一般廃棄物処理基本計画改定に向けての現状と主な課題 【関連資料①】	
ごみ量及び処理量、施設整備計画、最終処分場の延命化等、一般廃棄物処理基本計画改定に向けての現状と主な課題について確認しました。	
（主な委員意見・質問、 事務局回答 ） ・ごみ量の予測が過大・過小にならないよう、精査するべきである。 ・清掃工場の施設規模の決定にあたっては、客観的に説明できる理由を示していただきたい。	

・カーボンニュートラルに向けて CO₂削減目標を設定するべきである。 ・23区は多摩地域と比較してリサイクル率が低い。清掃工場建設費用を抑えるためにも、ごみ減量の新たな取り組みを計画に盛り込み、23区で取り組まなければならない。 ・施設整備の延命化工事やリニューアル工事はどのような場合に採用するのか。 ⇒リニューアル工事は建物を再利用するため、建設費の縮減や工期の短縮といったメリットがある一方で、建物の制約により現在と同じ施設規模を維持することが難しくなることがある。そのため施設の状況や整備スケジュール全体を見ながら、採用を検討する。延命化工事は建替工事の重複を抑制するため、整備スケジュールを調整する目的で、LCC（ライフサイクルコスト）が削減できることを確認して、採用を検討する。
（３）ごみ量予測と処理量予測について 【関連資料②】 清掃工場などの施設整備計画の根拠となる長期的なごみ量予測や処理量予測について、予測の方法と結果を確認しました。（令和4年度までの統計資料等に基づく） （主な委員意見・質問、事務局回答） ・各区のごみ減量目標が達成された場合のごみ量予測は示さないのか。 ・必要な処理能力を議論するためには、各区のごみ減量施策を反映したごみ量を考慮する必要がある。 ⇒一廃計画見直し時に各区のごみ減量施策の削減効果を反映していく。清掃一組は全量焼却を維持するため、ごみ減量施策による実際の減量実績に基づいて予測する必要がある。 ・今回の予測ではごみの種類が可燃・不燃・粗大と分かれているが、可燃ごみについては東京都でプラスチックや食品ロスの目標を立てていることを踏まえ、ごみ性状別の推移を示して議論するのがよい。 ⇒今後、ごみ性状調査の歴年の経緯をまとめて検討していく。
（４）焼却灰資源化事業と最終処分量の予測について 【関連資料③】 焼却灰資源化の現状と課題、今後の見通しと、それらを踏まえた最終処分量の予測について確認しました。 （主な委員意見・質問、事務局回答） ・ごみ減量と焼却灰の資源化を進めるにあたり、最終処分場はいつまで持つのか。 ⇒最終処分場は一般的に50年程度持つと言われているが、一杯になった場合、23区が新しい最終処分場を探さなくてはならない。少しでも埋立量を削減することが23区全体の使命である。第5次計画での最終処分量の削減目標の水準は当面下回る見込みだが、将来的には、更なる削減をする必要がある。 ・ごみ減量で最終処分量を削減するのであれば、ごみ量予測でごみ減量を見込み、23区が覚悟を持って減量施策に取り組まなければならない。費用を掛けてでも焼却灰の資源化を進める方法は検討できないか。 ⇒セメント原料化の需要が低下している中、大幅に費用をかけて徐冷スラグ化の資源化量を増やすことはできるが、清掃一組の一存で決定できない。
（５）1月WG・改定検討委員会で出された質問・意見について 【関連資料④】 第3回WG・第2回改定検討委員会で出された質問・意見（資料④「1月WG・検討委員会で

出された質問・意見」)について確認しました。
(6) 施設整備計画の基本事項について 【関連資料⑥】 施設整備計画における課題を確認し、計画策定にあたっての5つの基本事項（整備対象施設（整備手法）・必要となる焼却余力・計画年間焼却能力・計画耐用年数・工事に伴う準備期間と標準的な整備期間）について整理しました。 (主な委員意見・質問、事務局回答) ・「稼働年数に応じた焼却率」について、焼却能力の低下という意味か。 ⇒清掃工場稼働年数に応じて焼却量が減少している状況を踏まえ、定格に対して何トン焼却ができるかを示している。
(7) 令和5年度検討事項のまとめについて 令和5年度検討経過として、ごみ量予測、処理量予測、灰資源化の見込み及び最終処分量の見込みまでの検討状況の取りまとめを行い、本計画改定の主なポイントを確認しました。 (主な委員意見) ・最終処分は23区の責任において実施するものである。東京都が管理している埋立処分場に埋め立てているが、処分場が一杯になったら次の最終処分場は23区の責任で探さなくてはならない。災害廃棄物で処分場が一杯になったとしても同様である。最終処分量を削減するためには、焼却灰の資源化、ごみの処理方法の変更、根本的なごみの減量等手段はいくつかある。手段を組み合わせ、最終処分量の削減に最大限に取り組む必要がある。

<令和6年度> 第4回～第7回改定検討委員会
(1) 国や東京都の動向及び23区のごみ処理を取り巻く状況について 【関連資料⑤】 国・都の動向や、清掃工場の偏在・整備時期の集中といった23区のごみ処理における課題、清掃一組のごみ量推計とごみ減量目標との整合等について確認しました。
(2) 第6次施設整備計画について 【関連資料⑥、⑦】 施設整備計画における課題と基本事項を踏まえた、具体的な整備期間と整備計画の案について確認し、焼却能力確保のための対策案について検討しました。 (主な委員意見・質問、事務局回答) ・灰溶融炉について、国の施策の変化によって休止し、そのスペースを利用して焼却施設の規模見直しを行うようだが、再度灰溶融炉が必要になることはないのか。 ⇒灰溶融炉は東日本大震災以降、電力事情のひっ迫やスラグの利用が低下している状況等を踏まえ、休止することとした。建設時の交付金も、対象期間中に廃止しても、返還は求められない状況である。清掃一組では今後も焼却灰等の資源化や粗大ごみ・不燃ごみの減容化などの取組を継続し、最終処分量を削減していく。 ・規模見直しを実施せずに東京都の対策強化シナリオを達成した場合、焼却能力はどのくらい

不足するのか。

⇒規模見直ししない場合の焼却能力の推計値は、最小となる令和 29 年度で 228 万トンであり、令和 29 年度のごみ量推計に対して 30 万トン程度不足する見込みである。東京都の対策強化シナリオを達成した場合も 16 万トン程度不足する見込みである。（令和 4 年度実績に基づく推計 焼却余力を見込まない値）

・600 トン工場の工期について 8 年を見込んでいるが、過去の実績を踏まえるともっと短くなるのではないかな。

⇒第 5 次計画の標準工期は 7 年で設定していた。働き方改革関連法の改正による業界団体の動向から、今後の同規模の標準工期は少なくとも 8 年に設定する必要がある。

・標準工期を長く設定すると、全体で必要な焼却能力が増えるので根拠を持って設定していただきたい。

⇒ご意見として承った。今後の動向と実績を注視して、次の一廃計画改定を見据えて検討する。

・ごみの有料化をしなかった場合、補助金はどのくらい減額されるのか。

⇒有料化していない場合は交付金が全く支給されないというのではなく、環境省が目標とすることに基づき算定される施設規模を超える分の交付金が支給されない。しかし、この要件も、変更される可能性は否定できない。

・交付金が支給されないことを想定して、この計画からごみの有料化を検討する必要があると思うが、6 次計画に反映できるか。

⇒区長会と 23 区での検討状況次第である。当初のスケジュールでの進行は厳しいと認識しているが、計画改定を遅らせた場合、今後の施設整備計画への影響が想定される。

（３）最新の統計資料を反映した 23 区推計と清掃一組推計の比較について 【関連資料⑧、⑨】

最新の統計資料を反映した清掃一組のごみ量推計※¹ 結果と推計方法、23 区のごみ量推計※² 結果と比較し大きな乖離はないことを確認しました。（令和 5 年度までの統計資料等を反映）

※ 第 6 次一廃計画の検討において、区長会にて焼却能力の見直しに関する論点を中心に議論を進める中で、建築費の高騰や更なるごみ減量施策の必要性から、23 区としてあらためてごみ減量施策を反映した上での推計を行い、その結果に基づき、計画の検討を進める方針となった。

※¹ 従来から用いてきた、国の策定指針及び平成 17 年に区長会で確認した「長期的なごみ量推計の手法」に基づき、清掃一組が作成した推計

※² 23 区として各区のごみ量実績に基づく区別推計を合算し将来実施可能なごみ減量施策の効果を反映した、※¹ の考え方とは異なる手法による推計

（４）施設整備期間の考え方について 【関連資料⑩】

働き方改革関連法の改正による業界団体の動向を踏まえた、施設整備計画における標準工期について確認しました。

（主な委員意見・質問、事務局回答）

・4 週 8 閉所とすると、本当に標準工期は 18 ヶ月も伸びるのか。

⇒閉所日数が増加する一方で作業日数は減少するため、閉所日数以上に工期が延長される状況等を考慮して、標準工期では 18 か月延長した工期を設定した。

・既に着工している工場の中にも6次計画の標準工期に近い工期となっている工場がある。これは、着工後に判明した事案の影響により工期が長くなっているものであるが、その点に誤解がないような説明をいただきたい。 ⇒誤解のない説明となるよう検討する。なお、現在工事中の工場は今後も4週4閉所で行うが、今後発注する工事では4週8閉所を前提とする。 ・標準工期を設定した工場では、特殊な事情による工期の延伸を除くと標準工期どおりにできているという検証はなされたのか。 ⇒調査委託でこれまでの工事実績に基づく検討を行っており、その結果等を踏まえて、一組では300トン2炉の600トン工場が最も多く、それを標準的な工場として、建て替える際の基本的な工期を算定している。
(5) 第6次一般廃棄物処理基本計画原案(案)について
第4回までの改定検討委員会において検討された点を踏まえた原案(案)の本編について確認しました。
(主な委員意見・質問、事務局回答) ・本計画におけるごみ量は、区長会の了解のもと、ごみ減量施策を反映した23区の推計を採用するということか。 ⇒区長会では、ごみ減量を反映したごみ量予測(23区推計)を試算して、その結果を踏まえて施設整備計画に用いるべき推計を検討すると聞いている。 ・ごみ量の「目標値」と言われると、推計ではなく単に削減努力をするという数字に捉えられるため、これを根拠として施設整備計画を作成するのは適当ではないと思った。 ⇒従来から用いてきた、国の策定指針及び平成17年に区長会で確認した「長期的なごみ量推計の手法」の考えでは、目標値を大きく設定してしまうと、将来、目標値ほどごみ量が減らなかった場合に清掃工場の焼却能力が不足するおそれがあることが示されている。清掃一組では、これまでもその考え方にに基づき施設整備計画を作成してきた。 ・ごみの減量を23区挙げて実施するといったことをどこかに記載してほしい。
(6) 第6次一般廃棄物処理基本計画原案(案)に係る意見照会結果について(その1・2) 【関連資料⑪、⑭】
第5・6回検討会で確認した第6次一般廃棄物処理基本計画原案(案)に対する委員意見(資料⑪、⑭「一廃計画原案(案)における委員意見(その1・2)」)と、それを反映した原案(案)を確認しました。
(7) 第6次一般廃棄物処理基本計画改定検討スケジュールの変更について 【関連資料⑫、⑬】
令和6年度に開始された23区における更なるごみ減量の推進等の検討が、清掃一組の一廃計画と密接に関係することから、令和6年7月に改定スケジュールを変更し、改定時期を令和7年度中としていました。しかし、23区において検討を継続することとなり、その結果を踏まえる必要があることから、令和7年1月に改定スケジュールを再度変更し、改定時期を令和8年度中とすることを確認しました。

＜令和7年度＞ 第8回～第13回改定検討委員会	
(1) 令和6年度までの検討経過及び現在の検討状況について 【関連資料⑮】	
区長会と23区における「清掃事業の課題」及びごみ減量施策についての検討、一廃計画改定検討委員会の休止、清掃工場整備計画に関する検証委員会※1の設置と答申等、これまでの経緯を確認しました。 併せて、ごみ量予測と処理量予測、焼却灰の資源化計画量の見直し、施設整備計画の基本事項の設定及び改定スケジュールを1年延長したことに伴う施設整備計画への影響について確認しました。 ※1 特別区長会が令和7年4月に設置した、外部有識者8名と23区代表（清掃主管部長会から推薦された者）で構成される諮問機関。同年10月に答申したのち解散した。	
(主な委員意見・質問、事務局回答) ・ごみ量予測について、排出抑制量が横ばいであることが気になる。 ・23区の取り組むごみ減量3施策について、清掃一組の一廃計画にも記載できないか。 ・資料は清掃一組のごみ量推計に基づき作成されているが、区長会の採用するごみ量推計が変更になった場合、施設整備計画も変更になるか。 ⇒区長会が23区の推計を採用した場合には、23区が取り組むごみ減量3施策について一廃計画へ記載して、それに合わせて施設整備計画も変更する。 ・施設規模を見直す場合の地域への説明方法について今後議論をしたい。	
(2) 建替工事の標準工期のさらなる見直しについて 【関連資料⑯】	
令和6年度に確認した施設整備期間の考え方を基本に、働き方改革関連法の改正に伴うその後の動向を踏まえ、猛暑休を考慮した標準工期へのさらなる見直しと施設整備への影響について確認しました。	
(3) 清掃一組推計に対応する施設整備計画について 【関連資料⑰、⑱】	
清掃一組推計に対応する施設整備計画について、施設整備計画の見直しのポイントを順を追って説明する資料を用いて確認しました。	
(主な委員意見・質問、事務局回答) ・数字レベルでは納得感があるが、23区の基本スタンス、資源循環型の社会形成は当然に必要なため、区民に対しての公表にあたってはあらためて議論した上で公表していくべきと考えている。 ⇒説明責任があるため、方針が決まった上で、公表についても議論していく。 ・特にこの点を理解してほしいというはあるか。 ⇒施設整備計画は昨年度の検討内容から1年先送りとなったことにより全体的な見直しをしている。その影響により、工場所在区のご協力をいただいているというところがポイントかと思う。この1年の中で検討した内容が盛り込まれている。	
(4) 第6次一般廃棄物処理基本計画原案（第5稿）（案）について	
一廃計画原案第5稿（ごみ量推計及び施設整備計画以外の箇所）の確認を行いました。	

(主な委員意見・質問、事務局回答) ・最終処分量の計画について、セメント需要とコストの課題を示しているが次善の策等を記載できないか。 ・23区のごみ減量施策、清掃一組の広報・啓発活動についても記載できないか。	
(5) 第6次一般廃棄物処理基本計画原案(案)に係る意見照会結果について(その3) 【関連資料⑱】	
各委員からの意見(資料⑱「一廃計画原案(案)における委員意見(その3)」)と、それに対する清掃一組の回答について確認しました。	
(6) 一般廃棄物処理基本計画(第6次)原案(第6稿)について	
各委員からの意見と、区長会の確認事項(ごみ量推計及び施設整備計画)を反映した原案(案)第6稿を確認しました。	
(主な委員意見・質問、事務局回答) ・ファシリティマネジメントの考え方について記載をするべき。 ・PPP/PFIについて具体的にどの形式で進めるか記載ができるか。 ⇒今年度から検討している。検討結果が出た後の一廃計画へ反映する。	
(7) 施設整備計画に対応する工場別・年度別の焼却能力内訳について 【関連資料⑳】	
最新の施設整備計画に基づく、工場別・年度別の焼却能力内訳を確認しました。	
(8) 第6次一般廃棄物処理基本計画原案(案)に係る意見照会結果について(その4) 【関連資料㉑】	
第10回改定検討委員会で確認した第6次一般廃棄物処理基本計画原案(案)第6稿に対する委員意見(資料㉑「一廃計画原案(案)における委員意見(その4)」)と、それを反映した原案(案)第7稿を確認しました。	
(主な委員意見・質問、事務局回答) ・区の清掃事業の課題に関する検討の経緯と今後の取組みについて、一廃計画原案にどのように反映するのか。 ⇒区長会から示される「清掃事業の課題のまとめ」に基づき、原案に記載する。掲載箇所や表現については案を作成し本委員会で議論する。	
(9) 一般廃棄物処理基本計画(第6次)改定最終原案について 【関連資料㉒、㉓、㉔】	
一廃計画原案における、23区の清掃事業の課題に関する検討の経緯と今後の取組みに関する掲載内容について確認しました。また、継続検討事項となっていた委員意見(資料㉒「一廃計画原案(案)における委員意見(その5)」)について確認しました。 一廃計画原案の全編にわたっての確認を終え、23区長へ最終報告することを確認しました。	
(10) 一般廃棄物処理基本計画(第6次)改定原案パブリックコメントの実施について 【関連資料㉕】	
一廃計画改定原案に対するパブリックコメントを実施することを確認しました。	

<令和8年度> 第14回～第15回改定検討委員会	
(1) 一般廃棄物処理基本計画(第6次)改定原案パブリックコメントの結果について	
令和8年3月19日～4月19日まで行ったパブリックコメントの結果(意見の件数や傾向)について確認しました。	
(主な委員意見・質問、事務局回答) ・パブリックコメントの傾向や特徴について確認をしたい。 ⇒パブリックコメントの傾向として、有意な地域性は見られなかった。家庭ごみ有料化に対して反対する意見が多かった。 ・焼却能力に関するパブリックコメント回答については適切ではあるが、同様の趣旨の意見に対しても回答内容を統一したほうがよい。 ⇒焼却能力に関する回答については、同様の趣旨の意見に対して表現を統一する方向で修正を検討する。 ・焼却灰資源化に関する回答についても、原案本文に記載している資源化技術の調査・研究や動向把握等の内容を、パブリックコメント回答にも反映したほうがよい。 ⇒焼却灰資源化についても、本文記載内容を踏まえた補足を回答へ追記する方向で検討する。	
(2) 一般廃棄物処理基本計画(第6次)最終案について【関連資料②⑥】	
パブリックコメントで寄せられた意見等を十分に精査し、最終案を検討しました。	
(3) 一般廃棄物処理基本計画(第6次)公表スケジュールについて	
最終案の報告及び今後の計画決定並びに公表スケジュールについて確認しました。	